

# 4月からスタート

## 児童扶養手当額が見直されます

4月から、消費者物価指数の下落に伴い、各種手当の支給額が改定されます。詳しくは問い合わせください。

◎問い合わせ先

役場町民福祉課障害福祉係  
☎(86) 1157 「直通」

手当の名称		改定前の支給額 [平成26年3月まで]	改定後の支給額 [平成26年4月から]
児童扶養手当（全部支給）		41,140円	41,020円
児童扶養手当（一部支給）		41,130円～ 9,710円	41,010円～ 9,680円
福祉手当三種	特別障害者手当	26,080円	26,000円
	障害児福祉手当	14,180円	14,140円
	経過的福祉手当	14,180円	14,140円
特別児童扶養手当（1級）		50,050円	49,900円
特別児童扶養手当（2級）		33,330円	33,230円

※表示額は月額

## 住基カードの申請と交付のお知らせ

町では、現在住民基本台帳カードの申請および発行業務を長島町役場で行い、指江庁舎においては申請のみの受付を行っています。

4月からは、カード発行を委託業者に依頼するため、役場と指江庁舎では申請のみとなり、即日交付ができなくなります。

カードの交付までには、申請からおおむね10日から2週間ほどかかりますので、余裕を持って申請して下さい。

町民の皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

◎問い合わせ先

役場町民福祉課  
☎(86) 1157 「直通」



## 引っ越しシーズン到来

## 役場の窓口時間を延長します

◇窓口時間の延長期間と主な受付業務◇

開庁場所	延長期間	延長時間	受付業務
本庁 および 指江庁舎	3月31日（月） ～4月4日（金）	午後7時まで	①転入・転出・転居に関する届出（水道・下水道・学校・税・乳幼児・年金・国民健康保険などに関する業務を含む） ②各種証明書発行

町では、異動により転入や転出が多くなるこの時期にあわせて、平日の窓口の受付時間を延長します。手続きには印鑑や身分を証明するもの（運転免許証など）が必要となります。

◎問い合わせ先

役場総務課  
☎(86) 1111 「代表」